



みやざき市 ケアマネ協だより

宮崎市介護支援専門員
連絡協議会

広 報 誌

発行日：2014年8月22日
第 12 号

新任役員・委員紹介



**施設支援研修委員会
担当理事**
下屋 マユミ
城ヶ崎小戸の家の下屋です
「愛を持って、誠実に！！」
よろしくお願いします♡



スキルアップ研修委員会委員
甲斐 義仁
『介護老人保健施設エンゼルホーム』
の、甲斐 義仁です。この度、委員を務
めさせていただくことになりました。これ
からも、ケアマネ協がもっと盛り上がるこ
とができるように、微力ながらも頑張りたい
と思います。よろしくお願いいたします。



スキルアップ研修委員会委員
渡邊 真一
今年度から委員会のメンバーとなりま
した、宮崎在宅介護支援センターの渡
邊です。私自身もケアマネジャーとして
勤めだしてようやく1年が過ぎた程度で
すが、努力していきます。よろしく願い
いたします。



施設支援研修委員会委員
中森 大輔
今回、初めて委員をさせ
て頂きます、中森です。少し
でも施設ケアマネの皆様の
お力になれるよう頑張ります。



**相談サポート委員会
委員長**
乙木 美代子
今年度より相談・サポート
委員会で委員長を務めさせ
て頂きます、乙木といいます。
よろしくお願いします。



スキルアップ研修委員会委員
平川 顕三
住之江在宅介護支援センターの
平川です。委員として皆様のお
役に立てる様に頑張ります。

皆さんチェックしてますか！？

厚生労働省ホームページ(審議会・研究会等へ直行)

URL→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html>



平成27年度介護報酬改定に向けて、
「厚生労働省社会保障審議会－介護給費分科会」が開催されており、各サービスのあり方、認知症への対応、ケアマネジメントについて等様々な議題を元に審議されております。
6月25日現在で103回目の審議会が開催されており、上記厚生労働省のホームページにて資料や議事録が閲覧できますので、今後の動向を確認し心構えをしておくことで、27年度の改定をスムーズに乗り切れるのではないのでしょうか！！ ケアマネの皆さん皆で一緒に頑張りましょう。

知っとこ情報局



老人ホームの種類と特徴 ～有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅～

介護付有料老人ホーム

【特徴】介護保険が適応される「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた施設です。施設内のスタッフから生活・介護サービスが提供される介護サービス付きで、自立した生活が送れる方よりも、介護の必要な方におすすめしたいタイプです。

【費用の傾向】民間の事業者が提供する施設なので、建物の仕様やサービスの内容から、費用に大きな差が出ます。また、入居時に一時金を支払うことが多く、退去する場合、入居時に支払った一時金がどのように返還されるのかなど費用面の契約事項は事前にしっかりと確認しておく必要があります。

住宅型有料老人ホーム

【特徴】「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていないタイプの有料老人ホームです。施設内のスタッフからは食事などの生活サービスと軽微な介護サービスが提供されますが、介護サービスが必要な時には、入居者が個々に外部の在宅サービスを利用することになります。自由度の高い暮らしの中で、生活のサポートと安心感を、という方にはおすすめです。

【費用の傾向】事業者によっては費用に大きな開きがあります。一般的には入居時、月ごとに利用料が発生します、短期利用の場合は返還金があるのかどうか、月の利用料内訳などは、必ず確認しておきましょう。

健康型有料老人ホーム

【特徴】介護の必要のない、自立して生活のできる健康な高齢者のための施設です。食事の支度など家事が面倒、一人暮らしには不安を感じる、同世代の方々と楽しい時間を過ごしたいと考えている方の利用が多く、一般的なマンションのように居室内に浴室やキッチンなども完備されています。食事のサービスなどは利用できますが、介護が必要になったときは退去となります。

【費用の特徴】入居一時金と月額利用料があります。月額利用料は、家賃・管理運営費・食費・水道光熱費などの雑費があります。入居一時金は、介護付きや住宅型よりも高額な場合が多くあります。費用面などの契約事項は事前にしっかりと確認する必要があります。

サービス付き高齢者向け住宅

【特徴】「高齢者専用賃貸住宅制度」などに代わる、高齢者のための新しい住宅制度として2011年に創設されたのがこの「サービス付き高齢者向け住宅」。提供されるサービスは安否確認と生活相談で、その他の介護サービスは、入居者が外部の介護保険事業所を選び契約を行います。

国土交通省と厚生労働省が共同管轄し、広さやバリアフリー仕様など建物の仕様が一定基準をクリアしていること、安否確認と生活相談サービスが提供できること、書面で契約を交わすことなど決められた要件を満たした施設が登録を許可される仕組みになっています。

【費用の傾向】賃貸方式が主流です。入居時の費用は賃貸マンションの敷金程度、月額費用もやや高めの家賃程度のところが多いようです。介護・医療サービスとの連携体制が確保されていることを考えれば、安心料として納得できる範囲内にあるといえるかもしれません。

入居金一時金・保証金・返戻金などについては各施設により異なりますので、事前にお問い合わせください。また入・退去時の契約内容なども事前に確認することをお勧めいたします。



ケアマネを支える 他職種連携コーナー

前は「障がい者総合支援法」の中の移動介護従事者や、障がい福祉サービスの流れについて紹介しました。今回は「計画作成」(介護保険でのケアプラン作成)について紹介していきたいと思ひます。



障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するには、『サービス等利用計画・障がい児支援利用計画』の作成が必要になります。平成24年4月施行の障がい者自立支援法および児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方に、すべてのサービス利用者に『サービス等利用計画』または『障がい児支援利用計画』が作成されるよう段階的に計画対象者を拡大していきまひす。

★サービス等利用計画・障がい児支援利用計画とは？

サービス利用者を支援するための中心的な総合計画(トータルプラン)です。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方法、利用するサービスなどが記載されます。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。
※障がい児通所支援とは、児童発達支援・放課後等デイサービスのことひです。

★サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を活用する利点ひは？

- ①相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ②一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。



★計画を作成する時期ひは？

作成が必要な際には、サービスの支給決定を行う市から「計画案作成依頼書」が交付されます。具体的には、サービスの新規申請や、サービスの種類や量を変更する際、またはサービスの支給期間を更新する際に作成します。

★ポイント 各サービスの支給期間は、概ね1年以内となっています。サービスの更新時期については、受給者証に記載されています。

★計画を作成する人ひは？

市が指定する「指定特定相談支援事業者」、「指定障がい児相談支援事業者」が作成します。

★ポイント 障がい福祉サービスを利用する方 ⇒ 指定特定相談支援事業者
障がい児通所支援を利用する ⇒ 指定障がい児相談支援事業者



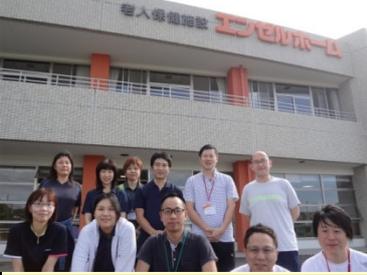
★計画作成にかかる費用ひは？

利用者が負担する費用はありません。計画を作成した相談支援事業者に対しては、市から一定額の報酬が支払われます。

★ポイント 計画作成に利用者負担は発生しませんが、利用者は相談支援事業者と計画作成に関する契約を交わすことひになります。この契約の中には、計画作成だけでなく、サービス利用後の一定期間ごとのモニタリング(計画の見直し)も含まれています。



会員の生の声をリレー方式でお伝えします (PR、フ千自慢、近況など・・・)

事業所名 医療法人 恒友会 介護老人保健施設エンゼルホーム	
住 所	〒880-0125 宮崎市大字広原1350番地
電 話 番 号	(0985)37-1588
FAX 番 号	(0985)37-1556
E-mail	angel-37-1588@cosmos.ocn.ne.jp
	<p>事業所紹介 入所定員80床、通所定員40名です。介護老人保健施設としての役割を果たすことを重要視しており、リハビリに力を入れて毎日、明るく楽しく在宅復帰を目指すように努めています。通所リハビリテーションには、パワーリハビリのマシン6機種を取り入れており、利用者様が集団で交流を図りながら運動に取り組めるように心がけています。いつも笑顔に溢れており、元気な雰囲気が利用者様とご家族様に好評をいただいております。また、施設の夏祭りなどを通して地域住民の方々との交流にも力を入れています。これからも、サービスの質の向上を目指して職員全員が協力し合って頑張ります。</p>
事業所名 居宅支援事業所 あおしま優亜館	
住 所	〒889-2161 宮崎市大字加江田4910番地
電 話 番 号	(0985)65-2233(直通)
FAX 番 号	(0985)55-4285
E-mail	yuakan@face.ne.jp
	<p>事業所紹介 平成16年に開設した事業所です。昨年6月に旧館横に増築した有料老人ホームあおしま優亜館1階にあります。施設入居者だけでなく広く在宅の利用者への支援も行っています。周りを青島の海、山など豊かな自然に囲まれ、すぐ近くにはこどもの国もある観光スポットでもあります。恵まれた環境のもと、できるだけ自立した日常生活を送るために必要な介護サービスなど、ご本人やご家族の想いを踏まえて、随時相談を行っています。</p>
事業所名 居宅介護支援 はまゆうケアセンター	
住 所	〒880-0854 宮崎市一の宮町64番地1
電 話 番 号	(0985)38-2581
FAX 番 号	(0985)38-1112
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shoukoe.jp
E-mail	ghb000325490@suo.bbig.jp
	<p>事業所紹介 居宅介護支援 はまゆうケアセンターでは、「迅速かつ適切に、活動します。」をサービスの特色として活動しています。 他に通所介護・訪問介護・住宅型有料老人ホームはまゆう壱番館・貳番館・生目台・霧島もありますのでお気軽に、お電話ください。</p>

編集後記

秋にはまだ遠く暑い日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。1ページで社会保障審議会へのURLをご案内しておりますが、急激な高齢化で福祉予算が圧迫し、家庭や地域でできることを増やすことを目的に在宅介護へのシフトで討議されているのは確実です。医療、介護、住まいなど複合的な支援サービスを行う地域包括ケアシステム、認知症ケアの強化など、改定に向けて情報収集に努めていきましょう。これからも皆様の情報発信源となるよう頑張っていきます!!

編集スタッフ (岩切周也・中村留美・河野恭子・川口潤・日高陽子・河野福美)

